

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための  
ガイドライン（案）」に対する意見募集について

標記について、本日より平成16年11月30日までの期間で意見募集を行う  
ことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該意見募集については、ホームページにも掲載予定です。  
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための  
ガイドライン（案）」に対する意見募集

平成16年10月29日  
厚生労働省医政局総務課

平成15年5月23日に「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が成立し、平成17年4月1日から全面施行されます。

法第6条第3項では、特に適正な取扱いを確保する必要がある個人情報について、「保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」と規定され、国会の附帯決議等において、医療分野はその一つとなっております。

このため、本年6月に「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」を設置し、医療機関等において個人情報を適切に取り扱うためのガイドラインの策定及び個別法の必要性も含めた、医療機関等における個人情報保護のあり方に係る議論を行っているところです。

また、医療機関等では医療サービスとあわせて介護サービスを提供することが多いことから、介護関係事業者も検討対象としております。

今般、同検討会における議論を踏まえ、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（案）」をとりまとめました。つきましては、広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

※検討会における資料及び議事録については、厚生労働省ホームページ内の下記アドレスの「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」に掲載されております。（掲載されていない資料等については、掲載準備が終了次第、順次掲載する予定です）

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#isei>

記

1 意見募集期限

平成16年11月30日（火）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただくご意見には必ず「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（案）について」と明記して提出してください。

- 電子メールの場合  
電子メールアドレス：ISEISOMU@mhlw.go.jp  
厚生労働省医政局総務課あて  
(ファイル形式はテキスト形式でお願いします。)
- ファクシミリの場合  
ファクシミリ番号：03-3501-2048  
厚生労働省医政局総務課あて
- 郵送の場合  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省医政局総務課あて

### 3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の方は氏名・住所・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらは、住所又は所在地を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。